

# 「国の責任」を「国民の責任」に置き換える 憲法に抵触する「社会保障制度改革推進法案」

日本弁護士連合会貧困問題対策本部委員・弁護士 船崎 まみさん

7月19日、中央社会保障推進協議会・消費税廃止各界連絡会の共催で行われた学習会の講演(要旨)をご紹介します。

## 社会保障改革推進法案の問題点

①目的は、国・地方自治体の財政が大変なので、安定した財源を確保するために、社会保障の給付をうける人が保険料などを負担する給付抑制の方針を明記しました。

②基本的な考え方は、社会保障は「自分」で解決し、「共助」＝国民・家族、あるいは第三者の助け合い＝維持、「公助」の国・地方自治体の役割を軽視しています。これは、国の責任を家族・国民相互の助け合いを通じた個人の自立支援に矮小化するもので、国による生存権保障を規定した日本国憲法25条1項(生存

権)及び2項(国の義務)に抵触するおそれがあります。

第25条(生存権、国の生存権保障義務)① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

③社会保障給付の重点化・制度運営の効率化により負担の増大を抑制することを明記しました。

「国の責任」を「国民の責任」に置き換える憲法違反であることが最大の問題であると考えています。



## 社会保障制度の財源は 保険料と消費税

医療・年金・介護分野の主たる財源は社会保険料に求めるとしています(2条3号)。これは、国と地方の負担は補助的・限定的なものとし、大幅に公費負担の割合を低下させることとなります。

「国民の共助」が根底にあるため、国民が負担しなければ給付がうけられませんよと、言う考えになります。

社会保障に於ける保険原理(負担なければ給付なし)が強化されると、介護保険制度や医療など、サービスを受けられない人が続出する恐れがあります。例えば、介護保険料滞納者への給付制限や、国民健康保険滞納者への保険証取り上げが現在でも起きています。

福祉・サービスの利用に応じてサービスを受ける本人が負担する応益負担が導入され問題です。実際にこの間の法改正は、社会保障を抑制することを目的に受益に応じた負担に強制的に次々に変えられています。「社会保障改革推進法案」を、法律として格上げして決めてしまうことはたいへん危険です。

## 公費負担の主要財源は消費税

社会保障給付にかかる国・地方公共団体の主要な財源には「消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする」(法2条4号)としています。

日弁連の見解は、応能負担の原則の下、負担できるものが税金を払う力のある者が払う立場と、考えています。

憲法13条(基本的人権・幸福追求権)、14条(法の下の平等)、25条(生存権)、29条(財産権)などから導かれる応能負担原則のもと、所得再分配や資産課税の強化等の担税力のあるところに負担させるべきです。

もともと、消費税は、負担能力(担税力)のない人にも負担を課し、低所得者ほど負担が多くなる逆進性の強い税金です。富めるものの富が増加するだけです。主要財源は消費税ではなく「搾取のなかで富を稼いでいる人」が負担するべきです。

社会保障は、全ての国民に関連する問題です。「改悪案」は社会保障を充実させるなら消費税増税するのか、増税がいやなら社会保障費抑制かという究極の選択を迫るものです。また、消費税納税義務者は、中小零細業者・自営業者であり、壊滅的な打撃を与えます。

### 社会保障制度改革を具体化する 立法過程の不透明さ

推進法案(4条)は、新設する社会保障制度改革国民会議の審議を経て社会保障制度改革を具体化する立

法措置を講じるとしています。

国民的議論は、全国民の代表である国会において、全ての政党・党派が参加し、審議の全過程を国民に公開すべきです。内閣総理大臣が任命する20人の委員に審議をゆだねることとは、民主主義の観点からも不適切です。特に、生活に直結する法律は、民主主義に「主権は国民にある」と、日本の法律・立法は国民が選挙で選んだ代表が決めるべきです。社会保障を抑制する法案ですから、なおさら国民に良く分かるように説明するべきです。

### 生活保護制度の見直し

推進法案(付則2条)は、「生活保護制度の見直し」として、生活保護不正受給の厳格な対処、給付水準の適正化等の見直し(切り下げ)の実施を考えています。

生活保護受給者の増加は、無年金者・低年金者の高齢者の増加と、非正規雇用への置き換えによる不安定就労や低賃金労働が増加したことが大きな要因です。本来生活保護が必要な人の2割程度にしか生活保護が

行き届いていないことが問題で、給付抑制のみが規定されることは話が逆です。給付水準の見直しは、低所得者層の消費支出との比較により、保護基準を引き下げることになり、個人の尊厳を守る観点からも是認できません。

### 生活保護基準引き下げの問題

生活保護費を抑制する原因にマスコミを含め生活保護パッシングがあります。

この問題は、生活保護を受けていない人にも大きな影響があり、正しい知識が求められています。

生活保護利用者数は、対人口比で見ると1951年(2.4%)、2011年(1.6%)と、生活保護の利用率は減少しています。日本の生活保護利用率は、先進諸外国とくらべて極めて低い数字にとどまっています。本来保護が必要な数百万人規模の人が漏れています。「餓死」「孤独死」事件発生の背景には、生活保護の利用率・補足率の低さが影響しています。

「扶養義務者」の支援は、生活保

護適用の前提条件ではない。徹底調査が行き過ぎると本当に生活保護を必要とする人が利用できなくなりま

す。(補足率：生活保護が必要な人にどれだけ行き渡っているのか)

不正受給の割合は、0.4%程度で、4年・5年変化はなく、保護者が増えたからは理由にはなりません。

生活保護受給が増加する原因には、非正規雇用・派遣など、低賃金化のなか、働けども暮らしていけない実態があります。また、高齢で働けない人も多く、命を守る最後のセーフティネットです。

最低生活費(生活保護)は、健康で文化的な最低限度の生活ができるように計算されています。それよりも低い賃金や年金額が問題です。生活保護基準を引き下げるとは、その周辺の就労援助などの基準そのものが低くなり大きな影響を与えます。

3党合意の憲法違反の法案を、衆議院で、短時間の審議で決定すること自体がおかしい。日弁連は会長声明をあげて真っ向から反対しています。

(東京・全労連会館にて)

(文責・編集部)